研修・情報提供業務費	221,202,529		
修学環境等調査研究業務費	124,149,487		
一般管理費	2,264,466,012		
臨時損失	27,849,572	99,457,850,274	
（控除）			
学資金利息	△ 38,654,279,850		
延滞金収入	△ 3,873,242,051		
留学生宿舎収入	△ 661,319,284		
日本語学校収入	△ 309,046,908		
日本留学試験検定料収入	△ 393,756,039		
その他事業収入	△ 293,601,191		
受託収入	△ 5,110,710		
寄附金収益	△ 1,390,572,864		
資産見返寄附金戻入	△ 1,537,326		
財務収益	△ 291,731,527		
臨時利益	△ 3,450,586,143	△ 49,324,783,893	
業務費用合計			50,133,066,381
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,073,384,082
損益外減損損失相当額			0
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			2,408,603,422
Ⅳ　引当外賞与見積額			6,228,584
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			15,428,000
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	977,820,182		
無利子融資取引の機会費用	3,033,835,794		4,011,655,976
Ⅶ　（控除）国庫納付額			△ 637,658
Ⅷ　行政サービス実施コスト			57,647,728,787

行政サービス実施コスト計算書注記

引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが16,768,052円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。

利益の処分に関する書類

平成27事業年度

（単位：円）

区　分	金　額	
Ⅰ　当期未処分利益		7,362,219,307
当期総利益	7,362,219,307	
Ⅱ　利益処分額		7,362,219,307
積立金	7,362,219,307	

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づき期間進行基準を採用しております。また、業務システム開発業務、財産譲渡業務及び施設整備業務については、業務達成基準を適用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	１～53年
構築物	１～30年
工具器具備品	１～23年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、所有権移転外リースは残存価額を零、所有権移転リースは貸手の購入価額の10％を残存価額とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（会計方針の変更）

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法については期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法については職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。